

平成23年度国指定鳥獣保護区の指定等に関する
意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

1 意見募集の概要

(1) 意見を募集する案件

- ① 国指定サロベツ鳥獣保護区及び同サロベツ特別保護地区の指定について
- ② 国指定天売島鳥獣保護区天売島特別保護地区の指定について
- ③ 国指定ウトナイ湖鳥獣保護区ウトナイ湖特別保護地区の指定について
- ④ 国指定ユルリ・モユルリ鳥獣保護区及び同モユルリ特別保護地区の指定について
- ⑤ 国指定小佐渡東部鳥獣保護区小佐渡東部特別保護地区の指定について
- ⑥ 国指定浅間鳥獣保護区浅間特別保護地区の指定について
- ⑦ 国指定西表鳥獣保護区及び同西表特別保護地区の指定について
- ⑧ 国指定与那覇湾鳥獣保護区及び同与那覇湾特別保護地区の指定について
- ⑨ 国指定池間鳥獣保護区の指定について

(2) 意見募集の周知方法

- ・意見募集を行う鳥獣保護区等の指定計画書（案）を環境省ホームページに掲載
- ・記者発表（環境省記者クラブ）

(3) 資料の入手方法

環境省自然環境局野生生物課及び関係地方環境事務所で配布。希望があれば、環境省自然環境局野生生物課より郵送。

(4) 意見募集期間

平成23年7月11日（月）から8月10日（水）まで

(5) 意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

(6) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課

2 意見募集の結果

意見提出数	11通
整理した意見総数	16件

3 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

ご 意 見 (概要)	対 応 方 針
国指定サロベツ鳥獣保護区及び同サロベツ特別保護地区の指定について	
区域外の湖沼等についても区域に含めるべき。	今回の指定にあたっては、地元自治体・住民・専門家らと調整の上区域を決定していますが、今後の区域の拡大についても地元関係者等と調整の上検討していきます。
国指定ウトナイ湖鳥獣保護区ウトナイ湖特別保護地区の指定について	
区域外の河川等についても区域に含めるべき。	今回の指定にあたっては、地元自治体・住民・専門家らと調整の上区域を決定していますが、今後の区域の拡大についても地元関係者等と調整の上検討していきます。
普及啓発等の観点から鳥獣保護センターの活用や木道維持管理等を行うべき。	戴いたご意見を参考にして鳥獣保護区の管理に努めて参りたいと考えます。
別の調査では、200種以上の鳥類が記録されている。	計画書には今まで記録された種を全て掲載する訳ではなく、近年（平成19、20、21年）の確認種のみ掲載しているため約200種となっている。
国指定ユルリ・モユルリ鳥獣保護区及び同モユルリ特別保護地区の指定について	
鳥獣保護区の保護管理方針においてドブネズミのモニタリングと積極的な駆除対策を行うことを明記すべき。	ご指摘を踏まえ、保護管理方針に島嶼生態系の保全に取り組む旨追記します。
国指定浅間鳥獣保護区浅間特別保護地区の指定について	
種の記載について、漏れや誤りがある。	ご指摘を踏まえ、該当箇所を修正します。
長野県側でもイヌワシの飛翔が確認されており、特別保護地区を指定すべき。	今後調査により情報収集を行い、地元関係者等と調整を図って参りたいと考えています。
国指定西表鳥獣保護区及び同西表特別保護地区の指定について	
島にある伝統的暮らしを大切にしつつ生物多様性を護っていくべき。	今後も西表鳥獣保護区について適切に管理して参りたいと考えております。
低標高地についてもイリオモテヤマネコ等が生息しており拡大すべき。	地元の理解を得ながら、希少な鳥獣の繁殖地等、重要な生息環境が確認された場所について今後拡大を検討していきます。

国指定池間鳥獣保護区、国指定与那覇湾鳥獣保護区、国指定西表鳥獣保護区の指定について	
「鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める」とあるが、それだけでは不十分であり、モニタリング調査の結果について、最終的な目的は鳥獣保護であることを認識してきちんと反映するべき。	モニタリング調査を踏まえた上で、1)にあるように適切な管理に努めて参ります。
西表島の計画書では「人の不用意な行為」の文言が無く、「鳥獣の生息環境を脅かす行為」となっているが違いを明確に分かるようにして欲しい。	池間、与那覇湾については住宅など人の関わりが強い区域が含まれることから特に「人の不用意な行為」としてはありますが、西表についてはそこまで人との関わりが強くはないので別の表記としています。
池間島、与那覇湾、西表島の鳥獣保護区の計画書（案）にNPOの文言があるが、NGOの文言も入れるべき。	ここでいうNPOにはNGOも含めて考えております。
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第7項に規定されている「鳥獣の保護に支障がないと認められる行為」の判断のクライテリア等について同法上、あるいはその他の方法で、明確に言及して欲しい。	頂いたご意見については今回のパブリックコメントの対象ではありません。
既存の鳥獣保護区と特別保護地区以外に「バッファゾーン」等の設定について積極的に検討して欲しい。	頂いたご意見については今回のパブリックコメントの対象ではありません。
国指定与那覇湾鳥獣保護区及び同与那覇湾特別保護地区の指定について	
今後の保護管理等のために鳥獣保護センターや湿地センターに類する施設が必要。	鳥獣保護区の保護管理等については、地元関係者と共にあり方について検討し施設の必要性も含めて考えて参ります。
国指定池間鳥獣保護区の指定について	
今後の保護管理等のために鳥獣保護センターや湿地センターに類する施設が必要。	鳥獣保護区の保護管理等については、地元関係者と共にあり方について検討し施設の必要性も含めて考えて参ります。